

2021年3月1日

静岡県知事
川勝 平太 様

軍事費を削って暮らしと福祉・教育の充実
を求める国民大運動静岡県実行委員会
代表幹事 大石 秀之
代表幹事 菊池 仁

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等に関する申し入れ

日頃より、住民福祉と公衆衛生の向上、職員の労働環境の改善に尽力されていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のためコロナワクチン接種が国内で実施されようとしています。このワクチン接種は、国主導のもと、都道府県の協力により、市町村において実施するものとされており、現在県は、接種体制の構築に向けて準備を進めているところだと思います。しかし、ワクチン接種に関しては、優先接種する医療従事者をはじめ住民から多くの疑問や不安の声が出されています。

そこで、ワクチン接種における住民の安心・安全を確保し、地方自治体や公衆衛生、医療現場で従事する職員の安全と労働条件・健康確保するため下記の事項について申し入れます。

記

1. ワクチン接種について

- (1) 新型コロナウイルスのワクチン接種にあたっては、ワクチンの安全性や副作用も含めた具体的な情報を速やかに県民へ周知・情報提供すること。
- (2) ワクチン接種は全ての人が任意で受けられるようにし、強制しないこと。ワクチンを受けない人の意向を尊重すること。
- (3) 新型コロナ感染症のワクチン接種に対応する職員の過労を防ぐため、職員の勤務状況を把握し、勤務間インターバルの確保、計画的な休日取得、休憩時間の確保など適切な勤務体制を確保すること。
- (4) 新型コロナ感染症のワクチン接種は、県・市町と医療機関等が連携して通常業務に支障が出ないように計画的な接種シフトを組むこと。また、ワクチン接種の会場や相談窓口となる自治体や保健所には十分な人員配置と支援を行いこと。
- (5) 新型コロナウイルスのワクチン接種によるマイナンバーカード取得の勧奨は、円滑なワクチン接種遂行の妨げとなる危険性があるので行わないこと。
- (6) ワクチン接種を実施するにあたり、医療機関等への協力金等も含め、接種体制の整備に係る費用が地方の負担が生じないように、国への財政措置を求めること。

2. 「改正コロナ特措法」について

新型コロナ感染症に関する罰則規定導入は、PCR検査の抑制、感染事実の隠蔽など感染拡大防止の妨げにつながらないよう十分な対策を講じること。また、対応する職員にさらなる負荷がかからないよう十分配慮し安心して業務に専念できる環境を整えること。

3. 保健師の増員について

地方財政計画に予算計上された保健師の増員については（感染症対応業務に従事する保健師を2021年度から2年間かけて900名増員）、時間外や休日勤務によって急場をしのいでいる保健師の実態を早急に改善するため保健師採用を速やかに実施すること。

以上